

疑 義 解 釈

令和 7 年 4 月

つくば市都市計画部都市計画課

1 用語の定義

(1) 自家広告物等

問 1－1－1

自家広告物等の合計表示総面積を算定する場合の自己の事業所等の敷地の範囲はどのように考えるのか。

原則として、「建築基準法による敷地」とします。例えば、店舗等の場合、店舗等の建築確認における「敷地」となります。

問 1－1－2

自己の所有地で未利用の土地に、自己の営業に関わる広告物を表示する場合は、自家広告物等に該当するか。

自家広告物等の定義は、条例において「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を自己の住所、事業所、営業所若しくは作業所又は自己の営業の用に供する物件に表示し、又は設置する広告物等をいう。」と規定されています。

したがって、当該未利用地が、自己の営業所と一体的に利用されている、又は利用する予定がある土地である場合は、自家広告物等に該当します。

問 1－1－3

店舗等を建設中の敷地に表示する完成予定図や開業後の営業内容等は、自家広告物となるか。

また、建設工事のどの時点から表示が可能となるのか。

自家広告物として扱います。なお、原則として建設工事に着手した時点で自家広告物として扱うこととします。

問 1－1－4

広告塔及び広告板は、野立広告に該当するか。

土地に建植する広告塔及び広告板は、野立広告に該当します。

(2) 屋上利用広告、壁面利用広告

問 1－2

建築物利用広告のうち、「屋上利用広告」及び「壁面利用広告」の定義はなにか。

「屋上利用広告」は、建築物の屋上に独立して設置された工作物に表示された広告物をいいます。一方「壁面利用広告」は、建築物の壁面に表示された広告物をいいます。

「工作物」又は「建築物の壁面」の判断は、原則として建築基準法によることとします。

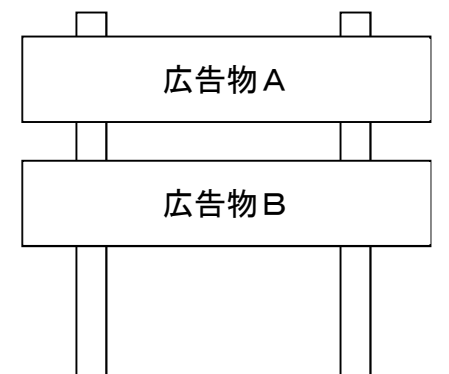
(3) 表示面積

問 1－3

下図のような野立広告を設置する場合において、「表示面積」の解釈はいずれになるか。

- 1 広告物Aと広告物Bの表示面積の合計
- 2 広告物Aの表示面積及び広告物Bの表示面積

【図】



このような広告物については、1の解釈によることとします。

「表示面積」は、規則第2条において、1の広告物の表示に係る1の面の面積と定義しており、1の面の面積は、一方向から見た表示面積と解釈することが妥当と考えることによるものです。

(4) 表示面積

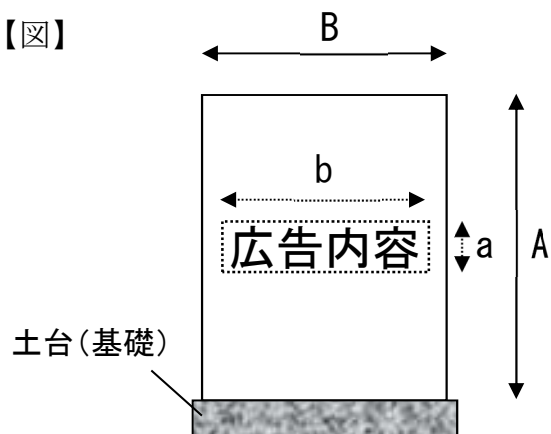
問 1－4

下図のような野立広告を設置する場合において、「表示面積」の解釈はいずれになるか。

1 $A \times B = AB$

2 $a \times b = ab$

【図】



このような野立広告については、1の解釈によることとします。この場合、土台（基礎）は、「表示面積」に含みません。

(5) 表示面積

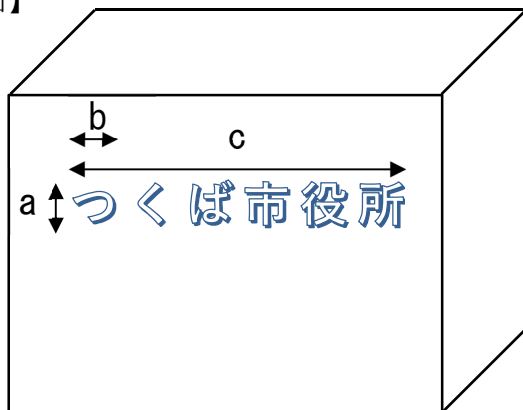
問 1－5

下図のような広告面板がなく、文字等のみで構成された広告物（箱文字）の建築物利用広告を設置する場合において、「表示面積」の解釈はいずれになるか。

1 $a \times c = ac$

2 $a \times b \times 6 \text{ 文字} = 6ab$

【図】



このような建築物利用広告については、1の解釈によることとします。

2 禁止物件

(1) 石垣及びよう壁の類

問 2－1

禁止物件は、概ね公共用地にある公共物を想定し規定されていると思われるが、民有地の「石垣及びよう壁の類」、「煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク類」、「照明塔」についても、禁止物件となるか。またこれに関連し、いわゆる「ブロック塀」「フェンス」は「石垣及びよう壁の類」にあたるか。

「石垣及びよう壁の類」等の物件は、公共物であるか否かに係わらず禁止物件に該当します。また、ブロック塀及びフェンスについては、禁止物件に該当しません。

3 適用除外

(1) 適用除外の自家広告物等の合計表示総面積を追加する場合の扱い

問 3－1

自家広告物で合計表示総面積が 5 m²（第 1 種地域から第 3 種地域）又は 10 m²（第 4 種地域、第 5 種地域）の場合は許可不要で表示できるが、既にこれらの範囲内で表示している敷地に新たに自家広告物を追加し、追加後の合計表示総面積がこれらの面積を超えるときは、許可手続が必要と考えられる。ここで許可を行う際に、許可の対象となるのは、新たに追加する広告物のみか。それとも、許可不要で表示していた既存の広告物も含めた全ての広告物か。

広告物の追加により合計表示総面積が増加し、許可不要の面積の上限を超えるに至った際は、許可不要で表示していた既存の広告物を含めた全ての広告物が許可を受ける対象となります。

(2) セルフ式ガソリンスタンドの扱い

問 3－2

セルフ式ガソリンスタンドにおいて、「セルフ」の文字を表示する場合に、当該文字部分は自家広告物として許可の対象とすべきか。

いわゆるセルフ式のガソリンスタンドについては、危険物の規制に関する規則において、「顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨」を、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に表示することが義務づけられています。

したがって、質問のような広告物は条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する「法令の規定により表示する広告物」に該当するので、許可は不要です。

ただし、「セルフ」の文字部分を除いた広告物は許可の対象となります。

(3) 公共的目的の広告物

問 3－3

条例第 6 条第 5 項に規定する「その他の公共的目的を持つ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等」の具体的な例は。例えば、横断幕で全国大会出場等の表示は該当するか。

具体的な例としては、町内会等条例第 6 条第 2 項第 8 号に掲げる団体等が設置する案内地図看板等が考えられます。

なお、質問にある横断幕については、実際の表示主体及び表示内容が多様であるため一律な判断は困難ですが、通常の例では、表示内容に該当する者の功績を宣伝するほか地域社会の意気高揚という効果も併せ持つことから、公共的目的に該当すると考えられます。

(4) 工事中に設置する広告物

問 3－4

店舗が営業している中で外壁の改修工事などを行う場合、仮囲いに「営業中」という看板の設置は許可の対象となるか。

条例第 6 条第 2 項第 2 号の「工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で宣伝の用に供さないもの」とし、許可は不要です。ただし、店舗名や営業内容を表記するなど、宣伝の用に供する場合は、許可の対象となります。

4 許可基準

(1) 信号から 5 m の扱い

問 4－1

適用除外の規則で定める基準で「信号機から 5 m」とは、次のいずれを指すものか。

- 1 信号機の本体（支持柱や取付アーム等は含まない）を中心とした、半径 5 m の球状の空間
- 2 信号機の本体から鉛直方向に下ろした地点を中心とした、半径 5 m の土地及びその上空

1 の解釈によることとします。この規定は、歩行者等から信号機への見通しの確保が目的であることから、信号機の本体を目視した際に同時に視界に入り得る空間を規制するとの考えによるためです。

5 近隣店舗等案内広告の扱い

(1) 共同設置の解釈

問 5－1

近隣店舗等案内広告における「3 以上の店舗等が共同して表示し、又は設置する場合は、5 平方メートル以下」の解釈について

例えば、ある交差点に所在地の異なる 3 つ店舗が共同で 1 基の案内広告を設置する場合を想定したものです。この場合、3 店舗共同の案内広告の表示面積の合計を 5 m²以下とするものです。なお、1 店舗あたりの表示面積の上限は、2 m²とします。

(2) 表示内容

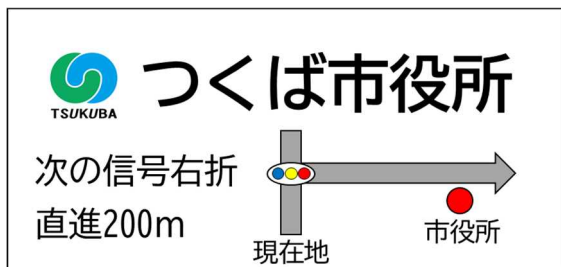
問 5 - 2

近隣店舗等案内広告における「名称・方向・距離等案内誘導のために必要最小限の内容」の解釈について

近隣店舗等案内広告は、店舗等の場所を案内するために表示するものです。方向や距離など案内誘導に関する記載は、地図や矢印を用いて、案内広告であることがはっきりとわかる表示内容とします。

なお、住所や電話番号など付属情報を記載する場合は、案内広告であることを踏まえ、名称、方向、距離などの表示割合よりも小さく、かつ、表示面積の4分の1以下とします。

【例】



(3) 設置個数及び配置

問 5 - 3

近隣店舗等案内広告における「設置個数が1店舗等につき3個以下」の解釈について、下図のように3基を並べて設置することは可能か。



※各表示面積は2㎡

各々の表示面積は2㎡以内で、近隣店舗等案内広告の基準を満たしている広告物であっても、複数の広告物を並べて設置し、全体で1つの広告物のように見える場合は不可とします。

6 建築物利用広告

(1) 壁面利用広告の表示面積の扱い

問 6－1

壁面利用広告の許可基準について、「1の壁面につき表示面積の合計が50㎡以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下であること。」となっているが、1の壁面に複数の広告物を表示する場合、各々の広告物ごとに上記規定が適用されるのか。それとも1の壁面に表示された全ての広告物の合計に対して適用されるのか。

1の壁面に複数の広告物を設置する場合は、それら複数の広告物の表示面積の合計が50㎡以下となることが必要です。

なお、テナントビルのように、一の建築物について広告物を表示しようとする者が複数存在する場合は、自ら表示する広告物以外のものを把握する必要があるため、事前に問い合わせください。

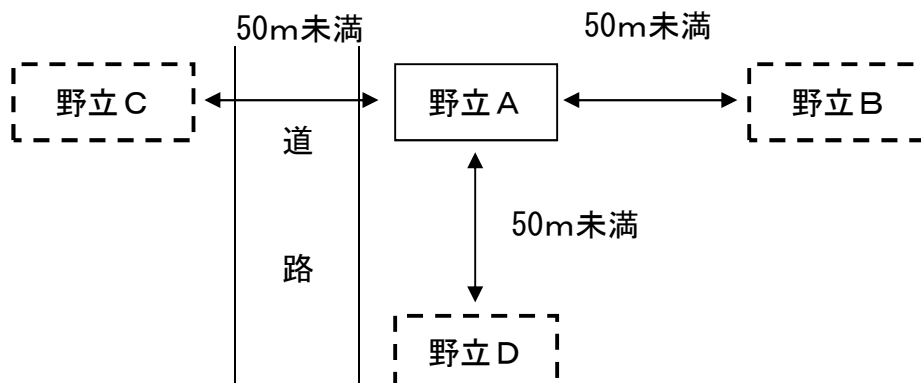
(2) 自家広告物等以外の野立広告(相互間の距離)の扱い

問 6－2

野立広告の許可基準のうち、「広告物等相互間の距離」は、道路と平行方向以外の方向についても適用されるか。

具体的には、下図中「野立A」が設置されている場合に、新たに「野立B」、「野立C」又は「野立D」を設置することは可能か。

【図】



「広告物等相互間の距離」は、道路と平行方向をはじめとして、すべての方向について適用されます。ただし、道路の反対側に対しては、適用しないこととします。

したがって、「野立B」及び「野立D」は設置不可となり、「野立C」は設置可能となります。

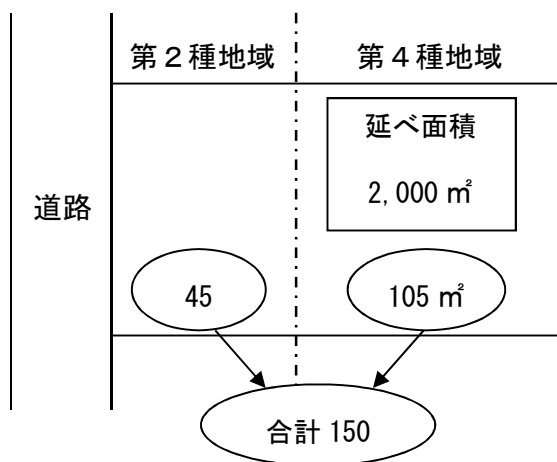
7 許可地域が2以上にわたる扱い

問7-1

事業所、営業所等の敷地が2以上の地域区分にわたる場合の自家広告物等の合計表示総面積はどのようなになるのか。

広告物の種類ごとの基準については、広告物が表示された地域の基準が適用されます。また、敷地ごとの基準である合計表示総面積の上限については、それらの地域のうち最大の面積を適用します。この場合、建築物の位置は問いません。

【例】第2種地域のエリア内に上限の45㎡を表示した場合、第4種地域のエリア内には、105㎡（＝150㎡－45㎡）まで表示可能。



【許可基準】

建築物の延べ面積が2,000㎡であるので、
第2種地域における上限は45㎡、第4種地域
における上限は150㎡

8 軽微な変更

問 8－1

規則第 12 条第 3 号で、広告幕の取替えは軽微な変更に該当するとなっているが、この場合、自己の営業の内容を表示するものであれば、表示内容が変わってもよいと解してよろしいか。また、第 4 号についても同様に扱ってよろしいか。

お見込みのとおりです。

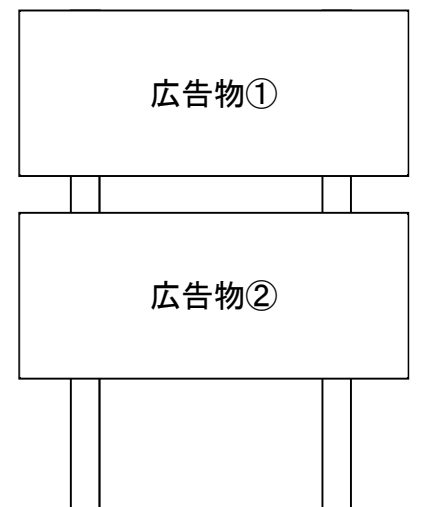
9 手数料算定方法

問 9－1

近隣店舗等案内広告の許可手数料は、「1 枚ごとの手数料」だが、下図のようなケースは、何枚として扱うか。

【図】

片面表示

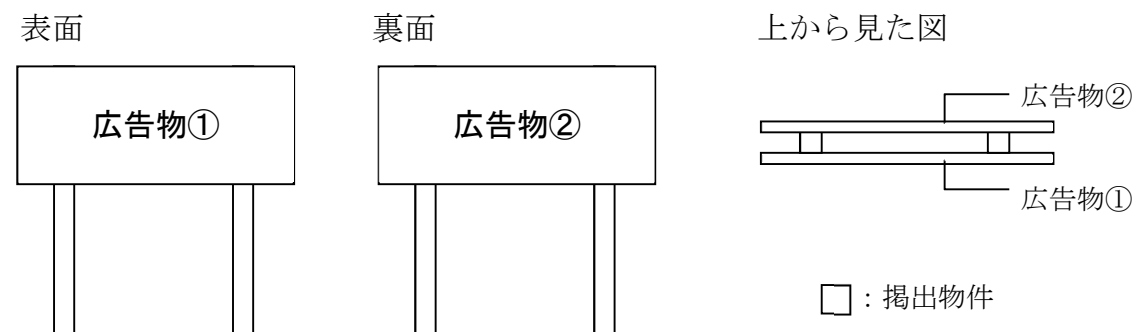


2 枚として扱います。

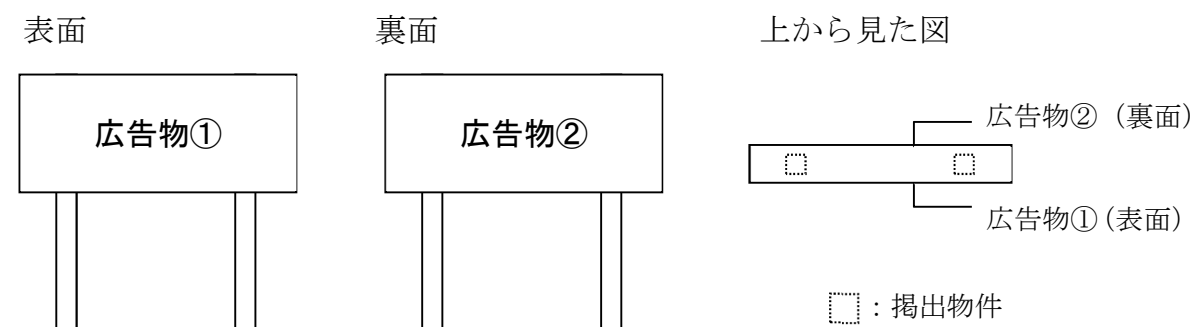
問 9 - 2

近隣店舗等案内広告の許可手数料は、「1枚ごとの手数料」だが、下図のように両面に表示するケースは、何枚として扱うか。

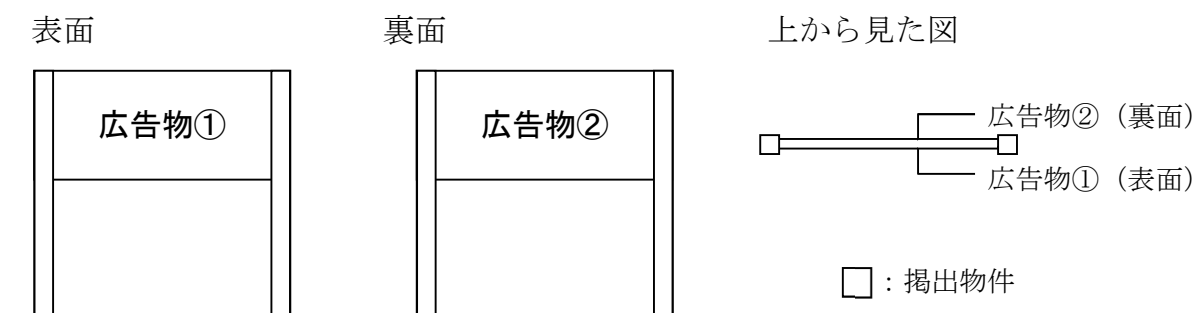
【図(ケース 1)】



【図(ケース 2)】



【図(ケース 3)】



2枚として扱います（広告物①と②の案内先が同一でも、別店舗でも同様です）。

10 注意喚起等の広告物

問 10－ 1

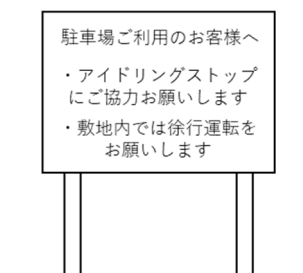
施設利用者や駐車場利用者に向けた注意喚起等を表示する広告物は、屋外広告物に該当するか。

図 1 のように、施設名や管理者名の表示が無く、注意喚起・利用規制情報等を表示する広告物については、施設や駐車場の利用者という限定的な対象のみに向けた表示と判断でき、屋外広告物法第 2 条の「公衆に表示される」に該当しないと考えられるため、屋外広告物に該当しないものとして取り扱います。

また、図 2 のように、施設名や管理者名を表示する場合は、本文と同じ大きさかそれ以下の大きさとし、表示面積の 4 分の 1 以下、かつ、 0.25m^2 以下とします。

※寄贈者名等の表示の基準（つくば市屋外広告物施行規則第 7 条第 3 項）を準用

【図 1】



【図 2】

